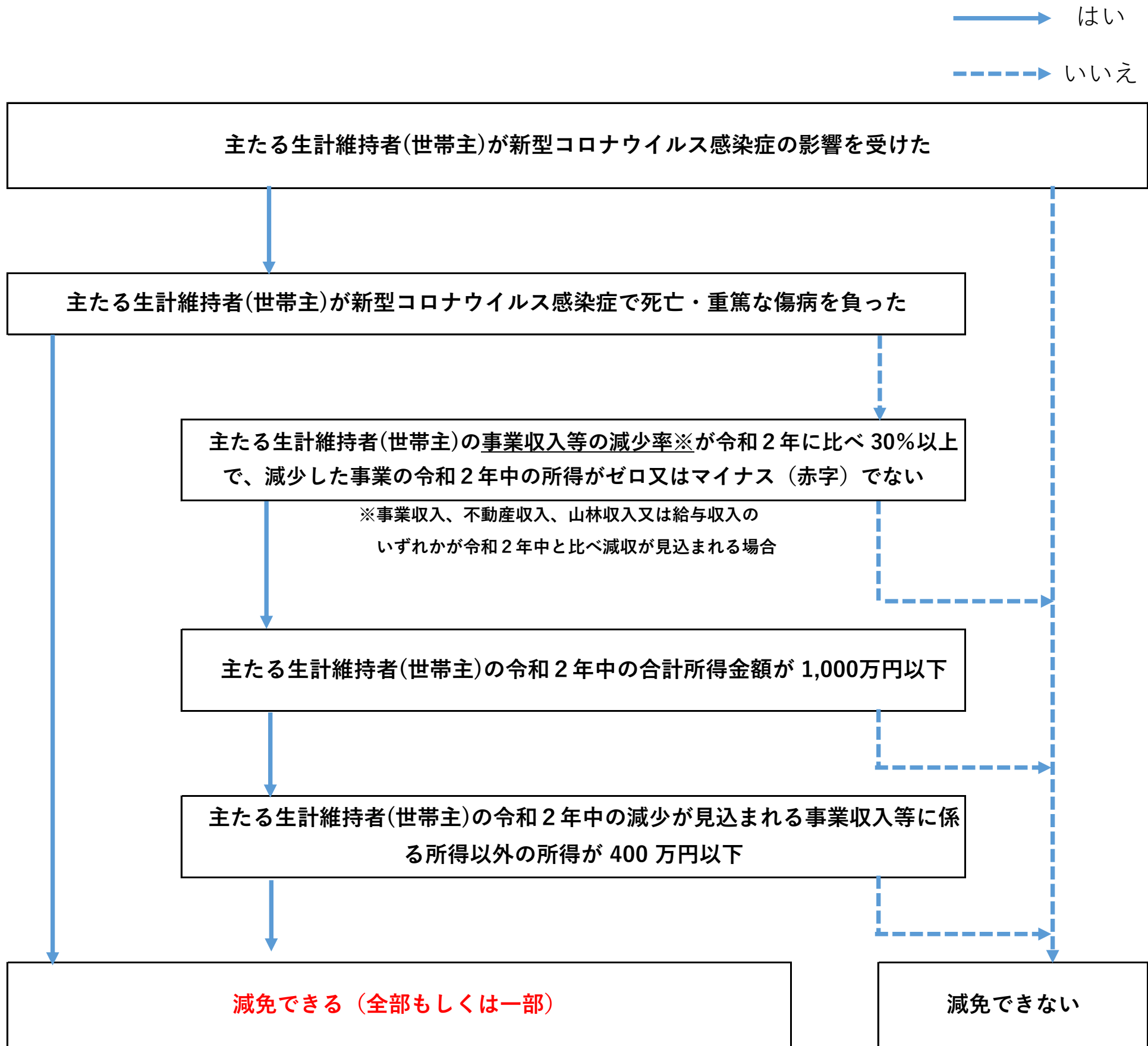


国民健康保険、後期高齢者医療保険

新型コロナウイルス感染症の影響による減免の簡易フロー

以下のフロー図で、あなた（あなたの世帯）が新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特例減免の対象となるかどうかを確認いただくことができます。
ただし、このフロー図で「減免できる」とされる場合でも、状況によっては減免の対象とならない場合もありますので、担当課までご確認ください。



主たる生計維持者とは原則として世帯主のことです。

ただし、住民票上の同一世帯であれば、申請者の申出で

主たる生計維持者(後期高齢者医療の場合は世帯主以外の被保険者も可。)とすることができます。

申請に必要な書類や申請方法については市HPをご覧くださいか、担当課へ電話でお問い合わせください。

○国民健康保険税に関する事 税務課 67-1760(内線724)

○後期高齢者医療保険料に関する事 市民課 67-1760(内線745)